

最大
60 万円助成

\ ふたりの /
**新婚生活を
応援します**

**結婚新生活にかかる家賃、引越費用を
経済的に支援する取り組みです。**

令和7年度 秦野市結婚新生活支援事業

対象
世帯

※ 全てに該当

- 令和7年1月1日から令和8年2月28日までに婚姻届を提出した又は受理された世帯
- 婚姻日における年齢が、夫婦共に40歳以下である世帯
- 夫婦の年間所得の合計が500万円未満である世帯

対象
費用

- 住宅賃借費用
- 引越費用

助成
上限額

夫婦共に **29**歳以下：60万円
夫婦共に **40**歳以下：30万円

お問合せ
・申請先

秦野市こども健康部こども政策課

☎ 0463-86-3460(直通)

✉ kosodate@city.hadano.kanagawa.jp



【事業の詳細(市HP)】

助成の対象となる費用

令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に支払った次の費用が対象となります。

住宅賃借費用

市内で新たに住宅を賃借する際に要した費用のうち、賃料（駐車場代を除く。）、敷金、礼金、共益費及び仲介手数料

※婚姻を機とした同居後に生じた費用に限ります。

※勤務先から住宅手当の支給がある場合は、手当分を控除した額が対象となります。

※婚姻日より前の賃貸借については、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に新たに物件を賃借した場合に限り、対象となります。

引越費用

引越業者又は運送業者への支払代金

※清掃費、不用品の処分費用、自らレンタカーを借りて運搬した場合のレンタカー代金等の費用は対象外となります。

※勤務先から引越手当の支給がある場合は、手当分を控除した額が対象となります。

※婚姻日より前の引っ越しについては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機に引っ越した場合に限り、対象となります。

申請期間・申請方法

申請の受付期間は、令和8年2月末日までとなります。

交付申請書に必要書類を添えて、こども政策課に提出してください。

申請する方の状況によって必要書類が異なります。申請を行う前に必ずこども政策課にご相談ください。



必要書類

- 結婚新生活支援事業助成金交付申請書（第1号様式）
- 結婚新生活支援事業助成金同意書兼誓約書（第2号様式）
- 婚姻届受理証明書又は婚姻後の戸籍謄本
- 助成対象世帯員全員の住民票の写し
- 課税（所得）証明書又は非課税証明書（申請時点における直近のものに限る。）
- 税金の未納がないことの公的証明書
- 住宅物件の賃貸借契約書及び領収書等の写し（住宅賃借費用の助成を受ける場合）
- 引越費用の領収書等の写し（引越費用の助成を受ける場合）
- 給与明細書等の写し（住宅手当の支給がある方が住宅賃借費用の助成を受ける場合・引越手当の支給がある方が引越費用の助成を受ける場合）

申請・問い合わせ先

秦野市 こども健康部 こども政策課 こども政策担当

TEL：0463-86-3460

住所：〒257-8501 神奈川県秦野市桜町1-3-2